

「はい、こちら企業の労働10番です」。

「当社の従業員から『職務を遂行する上で専門知識の習得が必要だと思い、資格取得のためのガイダンスに参加したところ、出席者の半数近くが会社から費用を自発的に負担したところ、か?』



(一社)名北労働基準協会
受験対策講座室長
社会保険労務士 奥村孔子

労働者自発的な職業能力開発支援

用の補助を受けて受講するといふことだった。我社も受講費用の補助制度を設けて欲しいとの要望がありました。従業員が自発的に外部の教育訓練を受講する場合に費用補助制度を支援してくれる助成金がありますか?

1、助成額は会社が負担した場合、一定要件を満たしている事業主に対して助成金を支給するものです。

費用の30%（下記※印に該当の場合（以下同じ）最大で45%）。年間助成限度額は1社につき200万円。1人につき1年間

製造業を営む事業場の人事総務部長様からのご相談でした。

今回の場合は「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）・自発的職業能力開発訓練」が活用できます。

この制度は、業務命令ではなく労働者自発的に自発的に自己啓発のために受講する訓練について、外部の研修機関に支払う費用の全部又は一部（ただし50%以上）を会社が負担するという「自発的職業能力開発経費負担制度」を導入した

に3回まで申請できます。

2、当該制度の主要な要件

①雇用保険に加入している正社員と非正規社員の全員を対象としていること。

②制度施行日までに、就業規則等で当該制度を規定した上で、全従業員に周知し、所轄労働基準監督へ届出をしていること。

③対象訓練が業務時間外に実施される訓練であること。



企業においても、人口減少や少子高齢化（高齢化率29.1%）による労働人口の減少に歯止めがかかる現状を踏まえると、人手不足は企業の恒常的

長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入・適用した事業主には「長期教育訓練休暇制度」助成金として、制度導入時に20万円（※最大24万円）、有給の休暇に対して1日当たり6000円（※最大7200円）、最大150日分の賃金助成を受けることができます。

労働者の自発的な職業能力開発を支援することは、企業内における現在の労働者の構築にもつながるという点で大変重要です。

人生100年と言われる令和の時代は、定年到達後も転職、副業、独立起業と色々な働き方で就業の機会を得ながら、生涯現役を目標に生きていくことになるのではないか。より長期的で多様なキャリア設計をもとに、その準備を進めて行く必要があると思っています。

詳しく述べておきます。詳しくは、本誌20ページもしくは当協会ホームページをご覧ください。

イラスト・木村武司



「社会保険労務士試験受験対策総合講座」案内パンフレット